二　全国金属労働組合による同意審決処分取消請求事件

（最高裁）

昭和四六年(行ツ)第二四号

判　決

渡言	昭和四八年三月一日
付交	昭和四八年三月一日

裁判所書記官　片桐

東京都渋谷区桜ヶ丘町一五番一一号

上告人　全国金属労働組合

右代表者中央執行委員長　松尾喬

右訴訟代理人弁護士　東城守一　山本博晋　仲田昭三　舎川克彦　岡田万三　草島昭夫　久保田豊誠　小池貞夫　水洋二　清井隆信

同都千代田区霞が関二丁目一番一号

被上告人　公正取引委員会

右代表者委員長　高橋俊英

右当事者間の東京高等裁判所昭和四五年行ケ第三〇号同意審決処分取消請求事件について、同裁判所が昭和四五年一二月一二日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理由

上告代理人東城守一、同岡田克彦の上告理由第一点について。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下独禁法という。）七八条が、審決取消しの訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該事件の記録の送付を求めなければならない旨規定しているのは、同法八〇条が、審決取消訴訟につき、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束するが、右実質的な証拠の有無は、裁判所が判断すると規定していることから、裁判所が審決取消訴訟の本案について審理・裁判する場合においては、右記録の検討が必須であることに基づくものと解される。そうであれば、審決取消訴訟についてその訴訟要件が欠缺し、裁判所が本案について審理・裁判をすることができない場合にも、裁判所は同法七八条により右記録の送付を求めなければならないものと解することはできない。

そして、本件訴訟がその訴訟要件を欠くことは、後述のとおりであるから、原審が公正取引委員会に対し本件に関する記録の送付を求めなかったからといって、独禁法七八条に違反するものと解することはできない。

したがって、独禁法七八条違背をいう所論は、採用することができず、その余の所論は、右違背を前提とするものであるから、その前提を欠き、失当というのほかはない。原判決に所論の違法はなく、論旨はすべて理由がない。

同第二点について。

所論は、本件審決の内容が所論法条に違反する旨主張するが、本件訴訟がその訴訟要件を欠くことは、後述のとおりであるから、原審が本件審決の右違法についてなんらの判断も加えなかったことは、当然である。

論旨は、立論の前提を欠くものであって、すべて理由がない。

同第三点について。

独禁法四五条一項は、公正取引委員会の審査手続開始の職権発動を促す端緒に関する規定であるにとどまり、報告者に対して公正取引委員会に適当な措置をとることを要求する具体的請求権を付与したものではなく、また、同法の定める審判制度は、もともと公益保護の立場から同法違反の状態を是正することを主眼とするものであって、同法違反行為による被害者の個人的救済をはかることを目的とするものではないというべきであるから、同法四五条一項に基づく報告、措置要求をした者は、たとえ同法違反行為の被害者に該当するときであっても、同法上の審決を求める権利利益を有するものと解することはできない（最高裁昭和四三年行ツ第三号同四七年一一月一六日第一小法廷判決参照）。

されば、上告人が、所論のように独禁法第四五条第一項の措置要求をしたものであり、同法違反行為の被害者にあたるとしても、上告人は、本件審決の取消しを求めるにつき法的利益を有しないものと解さざるをえないから、本件訴訟につき、上告人は、法律上の利益を有せず、原告適格を欠くとした原審の判断は、相当である。

したがって、行政事件訴訟法九条の違背をいう所論は、採用することができず、右違法を前提に憲法三二条の違背をいう所論は、その前提を欠くことが明らかである。原判決に所論の違法はなく、論旨はすべて理由がない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　藤林益三
裁判官　大隅健一郎
裁判官　下田武三
裁判官　岸上康夫

（昭和四六年（行ツ）第二四号　上告人　全国金属労働組合）

上告代理人東城守一、同岡田克彦の上告理由

第一点（原判決は裁判公開の原則に反し取消されるべきである）

一、原判決手続において原裁判所は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下独禁法という）第七八条の送付手続を行わず、民事訴訟法第一五一条による訴訟記録の閲覧を許さず、憲法八二条の裁判の公開の原則を侵し、民事訴訟法第三九五条五項に違背したものであり絶対的上告理由がある。

二、上告人は原裁判所において昭和四五年一一月七日口頭弁論期日において原裁判所に対し、独禁法七八条に基づく記録の送付を求めたか否かの釈明及び本件事件の訴訟記録（公正取引委員会からの書類を含む）の記録閲覧の申請を行った。

これに対し原裁判所は独禁法第七八条に基づく記録の送付は求めないこと及び公正取引委員会からの送付書類を本件事件の訴訟記録としては閲覧させないことを明らかにした。

三、本件訴訟は被上告人公正取引委員会がなした同意審決処分の取消を求めるものであるが、独禁法の規定によれば「公正取引委員会の認定した事実はこれを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する」（同法八〇条一項）、「前項に規定する実質的な証拠の有無は裁判所がこれを判断するものとする」（同第二項）とされ、いわゆる実質証拠の原則を規定しているのである。

四、このような訴訟措置からみるならば、独禁法七七条に規定する審決取消訴訟における主要な審理は、公正取引委員会の認定した事実を裏づける実質的証拠が独禁法第七八条の送付記録に存在するかどうか及び右送付記録の証拠評価であり、当事者双方の攻撃防禦もこの送付記録に関してなされることは明らかである。従って、独禁法第七八条の送付記録は審理の対象、素材として少くとも訴訟当事者には閲覧、謄写を許さなければ、当該訴訟の進行そのものが不可能となってしまうものである。

五、憲法八二条の裁判の公開の原則に基づいてなされるべきであり、具体的に当該訴訟の構造、内容との関連で合目的的になされるべきであり、本件においては独禁法第七八条との関連で解釈されなければならず、独禁法第七八条の送付記録が民事訴訟法第一五一条二項にいう訴訟記録に該当することは明らかである。

第二点　（原判決は独禁法第五三条の三、同三条、同一一条の解釈を誤り憲法二九条二項に違反する）

一、本件同意審決は、公正取引委員会が八幡、富士に対する独禁法違反事件として審査を開始し、昭和四四年五月一九日鉄道用レール等四品目について審判開始決定を行ない、審判手続の最終段階である昭和四四年一〇月一五日に被審人である八幡、富士が審判開始決定書記載の事実及び法の適用を全面的に認め四品目についての一定の排除計画を提出し、独禁法五三条の三の同意審決の申出を行ない、公正取引委員会が両者の排除計画を適当と認め、これを排除措置命令の内容とする本件同意審決を昭和四四年一〇月三〇日に行ったものである。

二、八幡、富士は集中度の高い製鉄業界にあって主要製品の市場占拠率においてそれぞれ第一位、第二位を占め、三位以下との間に相当の開きを有し、鉄鋼生産の基礎をなす粗鋼の生産の占有率は昭和四二年において合計三五・七%であり、商品として市場に出る鉄鋼製品のうち、合併会社の市場占拠率が三〇%を超え、かつ第一位のメーカーとなるものだけでも九品種にも及び、本件合併によって「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」ことは明らかである。

三、これに対し、公正取引委員会は両社の主力製品でない鉄道用レールなど僅か四品目について審判開始決定を行っただけであり、他の品目、そして鉄鋼生産の基礎をなす粗鋼生産については審判不開始とした。

又審判手続の結果、同意審決に併う排除措置命令にしても多くの項目を例示しているが、厳格に例記すべき排除行為についての記載を全く欠いており要するに、八幡と富士ならびに日本鋼管株式会社と東洋鋼板株式会社と株式会社神戸製鋼所と川崎製鉄株式会社とのいわゆる「鉄鋼業界における慣行上の善意」に全く放任したものである。

四、独禁法は憲法二九条二項に基づき公正かつ自由な競争秩序の維持という「公共の福祉」のために財産権の制限を法律で行ったものであり、右目的を達成するために周到かつ合理的な諸規定が設けられているが、逆に独禁法の諸規定は、憲法二九条二項にいう「公共の福祉」に適合するよう解釈されなければならない。（同旨最高裁大法廷昭和四五年一二月一六日決定）

しかるに本件同意審決処分は独禁法第三条、一五条に違反し、本件八幡、富士の合併により「一定の取引分野における競争を実質的に制限」し、公正かつ自由な競争秩序の維持という「公共の福祉」を害するものであり、これを独禁法五三条の三にいう同意審決処分とする原判決は憲法二九条二項に違反する。

第三点（原判決は行政事件訴訟法九条の解釈を誤り、憲法三二条に違反する）

一、原告組合は昭和四五年四月二五日付で公正取引委員会に対し、八幡、富士の合併手続の停止の勧告、四品目に限らず、全品目、粗鋼についても調査、審判開始を行うこと、審判に当って原告組合を含む多くの国民各層の参加を求めることなどを内容とした「独禁法四五条一項にもとづく措置要求」を行った報告者である。

二、本件八幡、富士の合併は、合併会社が鉄鋼生産全般について圧倒的な占有率を形成することとなり、合併会社に追随して他の各社がその生産と価格決定を行なうこととなり、更に一方的、独占的価格決定が中小企業者を含むすべての国民を支配することとなる。

又本件合併の結果、両社の従業員の賃金、労働時間の決定や人員整理に直接影響を与えるとともに関連の系列企業はもとより鉄鋼を素材とする金属・機械産業に重大な影響を与える。

三、特に原告組合はわが国の金属・機械労働者を以って組織する労働組合であって、その組織人員約二二万名の組合員は約一、三〇〇の鉄鋼、金属製品の製造と販売を業とする事業所において勤務しているが、本件合併は原告組合に所属する組合員の賃金、労働時間、合

理化などの労働条件に重大な影響を与え、原告組合に所属する労働組合員の労働条件を低下させる。

又労働組合運動の分野においても、本件合併は原告組合の如き、真に労働者と家族の労働条件の向上を求める労働組合運動に対しては差別と分裂攻撃を行ない、ある種の労働組合運動については便宜を与えるなどしている。

このように原告組合は、本件合併により、合理化、労働条件低下という側面においても、又組織分裂、不当労働行為という側面においても現実に被害を受けており、本件合併により、事実上最も不利益を蒙る社会集団であり被害者でもある。

四、本件同意審決とそれに基づく八幡、富士の合併は合併会社が鉄鋼生産全般につき圧倒的な占有率を形成し、いわゆる管理価格制を実現せしめることになるが、直接の当事者、利害関係人である八幡、富士が公正取引委員会と「一種の和解」である本件同意審決処分を行ない、独禁法違反の本件合併を強行してしまったのである。この同意審決は公正取引委員会と被審人である八幡、富士の「一種の和解」であるから、本件同意審決の違法性について、直接の当事者、利害関係人である八幡、富士が争うはずがないから、本件合併による被害者であり独禁法四五条一項に基づく措置要求を行った上告人組合が本件処分を争うにつき、最も適した利益状態にあるものであり、本件処分の適法性審査を求める者として最適任であるから、「処分……の取消を求めるにつき法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法九条）として原告適格が認められるべきである。

しかるに、上告人組合につき、「取消を求めるについての法律上の利益を有せず、原告適格を欠く」とする原判決は上告人組合から「裁判所において裁判を受ける権利」（憲法三二条）を奪うものであり、憲法三二条違反である。

以　上